別記様式第四（第四十六条第三項関係）

在職中に再就職の約束をした場合の届出に係る失効届出

（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第50条の７第１項関連）

平成　年　月　日

日本司法支援センター理事長　あて

氏名

平成　年　月　日付けの総合法律支援法第48条において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第50条の７第１項の規定による届出に係る約束の効力が失われましたので、届け出ます。

○外務省令第四号

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第十二条第四項の規定に基づき、住居手当の支給に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

外務大臣　岸田　文雄

住居手当の支給に関する規則の一部を改正する省令

住居手当の支給に関する規則（昭和四十四年外務省令第七号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項に次の一号を加える。

四　第二号及び前号の規定の適用を受けている在外職員であって、次のイからニまでのいずれかに該当する事由が発生し、これにより当該各号に定める最長期間経過後も配偶者等の在勤地への帰着又は新在勤地への移動が本人の意志にかかわらず物理的に不可能と外務大臣が認める場合　第二号及び前号に定める最長期間が終了した翌日から百八十日を超えない期間

イ　配偶者の傷病、妊娠及び事故（行方不明等）

ロ　子女の傷病及び事故（行方不明等）

ハ　新旧在勤地で発生した戦乱、事変、天災等

ニ　その他特別な事態

第八条の二第二項中「第二号及び第三号」を「第二号から第四号まで」に改める。

附　則

この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

○外務省令第五号

独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）の規定に基づき、独立行政法人国際交流基金に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

外務大臣　岸田　文雄

独立行政法人国際交流基金に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人国際交流基金に関する省令（平成十五年外務省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

第一条の二の次に次の二条を加える。

（監査報告の作成）

第一条の三　基金に係る通則法第十九条第四項の規定により主務省令で定める事項については、この条の定めるところによる。

2　監事は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。この場合において、役員（監事を除く。第一号及び第五項において同じ。）は、監事の職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。

一　基金の役員及び職員

二　その他監事が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

3　前項の規定は、監事が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

4　監事は、その職務の遂行に当たり、必要に応じ、基金の他の監事との意思疎通及び情報の交換を図るよう努めなければならない。

5　監査報告には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　監事の監査の方法及びその内容

二　基金の業務が、法令等に従って適正に実施されているかどうか及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見

三　基金の役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他基金の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用についての意見

四　基金の役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実

五　監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由

六　監査報告を作成した日

（監事の調査の対象となる書類）

第一条の四　基金に係る通則法第十九条第六項第二号に規定する主務省令で定める書類は、基金法及び独立行政法人国際交流基金法施行令（平成十五年政令第四百十一号）の規定に基づき外務大臣に提出する書類とする。

第三条中「第二項第七号」を「第二項第八号」に改める。

第五条を次のように改める。

（業務実績等報告書）

第五条　基金に係る通則法第三十二条第二項の報告書には、当該報告書が次の表の上欄に掲げる報告書のいずれに該当するかに応じ、同表の中欄に掲げる項目ごとに同表の下欄に掲げる事項を記載しなければならない。

当該事業年度における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書	当該事業年度に係る年度計画に定めた項目	一　当該事業年度における業務の実績。なお、当該業務の実績は、当該項目が通則法第二十九条第二項第二号に掲げる事項に係るものである場合には次のイからニまで、同項第三号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。 イ　中期計画及び年度計画の実施状況 ロ　当該事業年度における業務運営の状況 ハ　当該項目に係る指標がある場合には、当該指標及び当該事業年度の属する中期目標の期間における当該事業年度以前の毎年度の当該指標の数値 ニ　当該事業年度の属する中期目標の期間における当該事業年度以前の毎年度の当該項目に係る財務情報及び人員に関する情報 二　前号に掲げる業務の実績について基金が評価を行った結果。なお、当該評価を行った結果は、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。 イ　評定及び当該評定を付した理由 ロ　業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に対する改善方策 ハ　過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、その実施状況	